



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年12月10日火曜日 第568号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林にする旨の通知(4件).....	(森林整備課) ...	870
保安林予定森林(3件).....	(") ...	871
解除予定保安林.....	(") ...	872
都市計画の変更案の縦覧.....	(都市計画課) ...	872
道路の区域変更(県道金子中秋停車場線).....	(東予地方局管理課) ...	872
道路の供用開始(").....	(") ...	872
指定居宅サービス事業者の指定.....	(中予地方局地域福祉課) ...	873
指定介護予防サービス事業者の指定.....	(") ...	873
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	(") ...	873
道路の供用開始(県道久良城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	873
道路の区域変更(県道坊屋敷小田線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	873
道路の供用開始(").....	(") ...	874
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	874

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会) ...	874
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	875
政治団体の解散の届出.....	(") ...	875
資金管理団体の指定の届出.....	(") ...	876
資金管理団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	876
資金管理団体でなくなった旨の届出.....	(") ...	876

告 示

○愛媛県告示第1082号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
西予市城川町窪野4854、4863、5084の3、5092の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
城川町窪野4854・5092の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、5084の3
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び西予市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1083号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
大洲市松尾547の1、551、555の1、570の1、571の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
松尾551・570の1・571の1(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び大洲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1084号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
宇和島市三間町大内753から761まで、764、825の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
三間町大内753・754・757・758・825の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、755、756
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1085号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡松野町大字富岡2844の1、2845
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字富岡2844の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び松野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1086号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市上浦町甘崎4072、4075、4097、4103、4104、4109、4111、4113、4115、4117、4118の2、4119の2、4121から4123まで、4124の2・4124の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、4125、4127、4129から4132まで、4347、4348の2、4349の2
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町甘崎4075・4103・4104・4109・4113・4117・4123・4127・4129・4349の2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。）、4111、4115、4124の2、4124の3
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1087号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市上浦町井口8751の8・8756の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、8750の1、8750の11、8751の1、8751の3、8751の5、8751の7、8752の1、8752の4、8752の6、8752の8、8753の1
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町井口8750の1・8750の11・8751の1・8751の5・8751の7・8752の4・8752の6・8753の1（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）、8751の8、8756の2
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1088号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市吉田町立間字御持筒 2番耕地2819から2番耕地2822まで、4番耕地985、4番耕地986の1、4番耕地986の2、4番耕地987、4番耕地988、4番耕地989の1、4番耕地989の2、4番耕地990、4番耕地991

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字御持筒 2番耕地2821・2番耕地2822・4番耕地986の1・4番耕地986の2・4番耕地990（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及びその関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

今治市玉川町葛谷字クラケ谷乙109の5、乙109の6

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1090号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更したいので、同法第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その都市計画の変更の案を愛媛県庁及び四国中央市役所において告示の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

1 都市計画の種類及び名称

四国中央都市計画道路

3・5・6 駅前平木線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分

四国中央市妻鳥町、川之江町及び金生町下分の各一部

(2) 削除する部分

四国中央市妻鳥町、川之江町及び金生町下分の各一部

○愛媛県告示第1089号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律

○愛媛県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	金子中萩停車場線	新居浜市星越町大字金子字大平乙1871番2	旧	メートル 5.2	キロメートル 0.031	
		新居浜市星越町大字金子字大平乙1871番2	新	6.4~7.1	0.031	

○愛媛県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市星越町大字金子字大平乙1871番2	令和6年12月10日

○愛媛県告示第1093号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和6年12月10日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 いつき	訪問看護ステーションいつき	愛媛県伊予市下吾川341番地74	令和7年1月1日	訪問看護

○愛媛県告示第1094号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

令和6年12月10日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社 いつき	訪問看護ステーションいつき	愛媛県伊予市下吾川341番地74	令和7年1月1日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1095号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和6年12月10日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3813510330	株式会社パーソナルアシスタント青空	愛媛県松山市古川北3丁目4番32号	佐伯 康人	就労継続支援B型	メイドイン青空	愛媛県伊予郡砥部町高尾田77	令和6年12月1日

○愛媛県告示第1096号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村 時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久良城辺線	南宇和郡愛南町久良2483番3から 同町久良2483番3まで	令和6年12月10日

○愛媛県告示第1097号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海乙94番6から 同町只海乙98番6まで	旧	メートル 3.99～5.78	キロメートル 0.037	
			新	4.56～18.64	0.037	

○愛媛県告示第1098号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町只海乙94番6から 同町只海乙98番6まで	令和6年12月10日

○愛媛県告示第1099号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和6年12月10日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	相原 栞	東温市志津川	令和6年12月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	柴垣 慶一	東温市志津川	令和6年12月1日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第90号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和6年12月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
かんとしゆき後援会	菅 利之	菅 千代美	今治市桜井六丁目2-1	令和6年11月1日
野本たかひと後援会	越智瑞啓	野本啓子	今治市宮窪町宮窪4795-1	令和6年11月5日
立川将司後援会	立川将司	立川拳之介	四国中央市中之庄町1293-3	令和6年11月6日
中川一也後援会	平野豊宏	川口栄介	松山市河野中須賀250-2	令和6年11月18日
日野かつり後援会	日野克則	日野ひとみ	西条市榎木11	令和6年11月20日
西岡かつし後援会	西岡勝志	西岡勝志	伊予市中山町佐礼谷2-186-1	令和6年11月22日

松うらありさ後援会	越 智 千代美	加 納 昌 代	今治市北日吉町一丁目15 - 2	令和6年11月25日
村上なつこを応援する会	村 上 奈津子	村 上 英 明	今治市黄金町一丁目6 - 6	令和6年11月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第91号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和6年12月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三 好 賢 治

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県ときわ会支部	野 本 秀 樹	主たる事務所の所在地	伊予市上三谷甲4260 - 2	松山市土手内1 - 1	令和6年7月18日
		代 表 者	野 本 秀 樹	土 居 嘉 安	
立憲民主党愛媛県第1区総支部	香曾我部 慶教	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目1 - 6	松山市勝山町一丁目8 - 1	令和6年11月5日
立憲民主党愛媛県第3区総支部	越 智 清 純	主たる事務所の所在地	松山市大手町一丁目1 - 6	伊予市米湊600 - 1	令和6年11月5日
自由民主党愛媛県宅建支部	姉 川 誠	会 計 責 任 者	村 上 竜 司	梶 原 俊 二	令和6年11月19日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
川又ゆみえ後援会	日 野 修 次	代 表 者	日 野 修 次	川 又 文 丸	令和6年9月10日
西条市を良くする会	山 地 良 子	主たる事務所の所在地	西条市喜多川780 - 6	西条市丹原町願連寺198 - 1	令和6年11月1日
		代 表 者	山 地 良 子	矢 野 準 子	
		会 計 責 任 者	山 地 良 子	矢 野 準 子	
中村まさのり後援会	中 村 維 伯	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町柏崎591	南宇和郡愛南町御荘平城3744 - 1	令和6年11月5日
内山よう子後援会	内 山 葉 子	主たる事務所の所在地	今治市別名221 - 4	今治市土橋町一丁目8 - 4	令和6年11月15日
加藤たつこ後援会	西 岡 圭	主たる事務所の所在地	新居浜市大生院1895 - 1	新居浜市久保田町三丁目1 - 12	令和6年11月23日

○愛媛県選挙管理委員会告示第92号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和6年12月10日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三 好 賢 治

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
し お み 健 後 援 会	潮 見 健	令和6年3月29日
す え ひ ろ 会 後 援 会	松 末 博 年	令和6年11月6日
近 藤 千 枝 美 後 援 会	近 藤 千 枝 美	令和6年11月7日

丸 山 稔 後 援 会	丸 山 稔	令和6年11月7日
青 野 久 後 援 会	青 野 久	令和6年11月18日
谷 内 開 後 援 会	谷 内 開	令和6年11月28日

○愛媛県選挙管理委員会告示第93号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和6年12月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
立川将司	四国中央市議会議員	立川将司後援会	四国中央市中之庄町1293 - 3	令和6年11月1日

○愛媛県選挙管理委員会告示第94号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和6年12月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
中村維伯	中村まさのり後援会	主たる事務所の所在地	南宇和郡愛南町柏崎591	南宇和郡愛南町御荘平城3744 - 1	令和6年11月5日

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年12月10日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 三好賢治

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
近藤千枝美	近藤千枝美後援会	令和6年11月7日
丸山稔	丸山稔後援会	令和6年11月7日
谷内開	谷内開後援会	令和6年11月28日